

# 自衛消防訓練指導会のお知らせ

神田消防署では、春と秋の火災予防運動期間中に自衛消防訓練指導会を実施しています。これは、防火管理者選任義務のある事業所で、訓練を実施する時間や場所を確保することが困難な事業所の方々を対象に実施している、管内事業所合同の自衛消防訓練です。

会場	神田消防署
実施日	平成31年 3月6日(水)
実施場所	千代田区外神田四丁目14番3号 神田消防署地下1階・地下2階 最寄り駅：各鉄道会社の秋葉原駅、東京メトロ銀座線末広町駅
時間	・ 午前の部 10:00～12:00 (受付 9:30～11:00迄) ・ 午後の部 13:30～15:30 (受付 13:00～14:30迄)
内容	・ 自衛消防訓練の進め方 (DVD視聴) ・ 消火器の取扱い (放水訓練) ・ 119番通報要領 ・ 屋内消火栓の説明及び放水訓練 ・ 自動火災報知設備の取扱い
その他	① 訓練は、約1時間です。訓練のスタート時間に間に合うように会場にお越しいただき、受付を済ませてください。受付時間の厳守をお願いします。 ② <u>各事業所2名程度とします。原則、事前申し込みが必要となります。同封の「自衛消防訓練通知書」に必要事項を記入し、神田消防署へFAXしてお知らせください。事前にFAXして頂いた方は、当日「自衛消防訓練通知書」の提出の要はありません。</u> ※ 例年、指導会の午前の部は大変混み合いますので、午後の部の参加をお勧めします。

**持ち物** 事前のFAXが間に合わなかった場合は、受付時に「自衛消防訓練通知書」をお出しください。通知書は、参加人数にかかわらず、事業所につき1枚で結構です。

防火管理者の方は「防火管理者手帳」をお持ちください。(防火管理者実務講習扱いとします)

**その他** 訓練のできる服装等で参加してください。

会場の都合により、車や自転車での来署はご遠慮願います。詳しい場所は、神田消防署ホームページをご覧ください。また、内容については、一部変更する場合があります。

※ 特定用途(飲食店や物品販売店舗等、不特定多数の方が出入する)建物は、年に2回以上、その他の用途の建物は、年に1回以上の訓練実施が義務づけられています。

訓練未実施又は回数不足の事業所は違反となりますので、積極的に参加をお願いします。